

高 福 第 9 9 6 号
令和2年12月18日

各施設系及び居住系サービス事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
岸田 正寿（公印省略）

新型コロナウイルス感染症患者の退院後の施設での受入れについて（通知）

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国的に感染者が急増しており、医療提供体制の面では病床や人員の増加が簡単には見込めない中、今後、本県でも新型コロナウイルス感染症の診療と通常の医療との両立が困難になるおそれがあります。医療提供体制に大きな支障をきたさないために、医療機関等への負荷を軽減する必要があります。

令和2年6月30日付け介護保険最新情報 Vol. 853『高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について』（下記）にもあるとおり、厚生労働省が示した退院基準に基づき、「発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」は、当該入院患者は「病原体を保有していないこと」とされ退院することになります。この際、「新型コロナウイルス感染症の疑いがある」として施設系及び居住系サービス事業所において当該退院者の入所を断ることは、受入れを拒否する正当な理由となりません。

また、新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合においても、「新型コロナウイルス感染症の疑いがある」という理由で入所を断ることは、受入れを拒否する正当な理由になりません。

各位におかれましては、退院基準を満たし退院をした者を施設等に円滑に受け入れていただきますよう改めてお願い申し上げます。

記

○令和2年6月30日付け介護保険最新情報 Vol. 853

『高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について』中の「5. 感染者等の退院患者の施設での受入」参照

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/kaigo-net/documents/853.pdf>

担当：施設・事業者指導担当
電話：048-830-3247